

皆さまご存知でしたか？

「日本郵政グループ団体扱自動車保険」がおトクな訳？

## Question

日本郵政グループ団体扱自動車保険の  
保険料に**30%**も割引が適用されて  
おトクなのは<sup>(注1)</sup>どうして？



## Answer

「日本郵政グループ団体扱自動車保険」には、「大口団体割引<sup>(注2)</sup>」が適用されます。この割引制度の適用により、大変おトクな保険料水準(30%割引率適用)となっているわけです。この大口団体割引は、日本郵政グループ団体扱自動車保険全体の事故(保険金お支払い実績)に応じて割引率が変動する仕組みとなっています。つまり事故が少ないほど有利な割引率が適用される可能性が高いといえます。

一方、事故が増え続けると、今の割引率を維持できなくなる(割引率がダウンする)可能性が非常に高くなります。つまり、皆さまのご家族を含めたお一人お一人の「安全運転」によって支えられている制度なのです！

制度メリット維持・拡大の観点からも  
是非「安全運転」を心掛けてください！

### ご注意ください！

ここ数年、日本郵政グループ全体の事故によるお支払いが増加しており、このままでは、次年度以降現在の大口団体割引率(30%)<sup>(注2)</sup>が維持できなくなる可能性があります。

皆さまお一人お一人の安全運転が制度メリットを維持することにつながります。何卒ご協力の程お願いします。



### ご相談・お問い合わせは

【取扱代理店】

JP損保サービス株式会社

〒102-0074 東京都千代田区九段南4-7-15 JPR市ヶ谷ビル4F  
TEL: 03-5226-8480

【引受保険会社】

三井住友海上火災保険株式会社 公務第二部 日本郵政室  
〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1  
TEL: 03-3259-6682

(注1) 大口団体割引(30%)は、2021年1月1日～2021年12月31日の間に始期日があるご契約に適用されます。なお、大口団体割引は、団体全体のお引受実績に応じて見直されます。

(注2) 大口団体割引が適用されない団体扱契約と比べた割引率です。

団体扱・集団扱特約をセットできるのは、「保険契約者」、「記名被保険者」、「ご契約のお車の所有者」および「ご契約のお車の用途車種」について、次の条件を満たす場合に限りです。

保険契約者：日本郵政グループ(団体名)に勤務し、その団体から毎月給与の支払いを受けている方、または団体を退職された方(団体を退職された方については、退職者団体扱制度が導入されている場合に限りです。)

記名被保険者・ご契約のお車の所有者：保険契約者、保険契約者の配偶者、保険契約者またはその配偶者の同居の親族、保険契約者またはその配偶者の別居の扶養親族

ご契約のお車の用途車種：自家用8車種、二輪自動車または原動機付自転車(ご契約のお車の用途車種が二輪自動車または原動機付自転車は自動車保険・一般用の場合)

※なお、次のような場合には団体扱・集団扱特約が失効することがあります。この際、保険料が分割して払い込まれている場合には、保険料払込期日到来前の分割保険料を一括して払い込んでいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。また、退職等により団体から給与の支払いを受けなくなった場合は、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。

○退職等により団体から給与の支払いを受けなくなった場合

○親会社との資本関係の変更等により、お勤めの企業が団体扱の対象に該当しなくなった場合

○団体において引受保険会社で団体扱・集団扱特約をセットしてご契約いただく保険契約者の数が10名未満となった場合等、団体と引受保険会社の間で締結している集金契約が解除される場合

このチラシは団体扱自動車保険の概要をご説明したものです。詳細は商品パンフレットをご覧ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。